

## 無料提供します！ 町の花「ひまわりの種」

町の花「ひまわり」の普及促進を目的として、種の無料配布を実施します。町民の皆さまに広く育てていただき、町中を「ひまわり」でいっぱいにしましょう。

### 【配布期間】

7月17日(金)まで

### 【配布場所】

総務課窓口、熊石総合支所、落部支所、公民館、図書館、シルバープラザ、相沼泊川出張所

### 【注意事項】

- ・種の数には限りがありますのでご了承ください。
- ・配布する種は植栽用ですので、食用として利用しないでください。

### 【問い合わせ先】

政策推進課企画係  
☎0137-62-2300



## 経営所得安定対策の お知らせ

令和2年度の経営所得安定対策が実施されます。

交付対象作物や交付対象者等制度の詳しい内容、申請方法については左記までお問い合わせください。

申請のない場合や申請期限6月29日(月)を過ぎてからの申請は交付金の対象となりません。申請書類の整備に時間を要する場合もありますので、当協議会への提出は6月15日(月)までお願いいたします。

なお、昨年度経営所得安定対策に加入されていた方には受付窓口開設日など、別途ご案内いたします。

### 【問い合わせ先】

八雲町地域農業再生協議会  
(農林課農業振興係内)  
☎0137-62-2203



## 中山間地域等 直接支払制度 実施状況が 閲覧できます

(令和元年度交付金事業)

平成13年度から東野集落と入沢集落で取り組んでいる中山間地域等直接支払制度の令和元年度実施状況を次のとおり閲覧することができますので、希望される方は、左記までお越しください。

※中山間地域等直接支払制度とは、山間部や傾斜地など耕作条件が不利な地域において農業生産活動を継続することにより景観、治水、生物の多様性といった農村が持つ多面的機能を維持するための取組について、国や道、市町村が支援を行う制度。

### 【閲覧期間】

6月1日(月)～15日(月)  
午前9時～午後5時  
(土・日・祝日を除く)

### 【問い合わせ先】

農林課農業振興係  
☎0137-62-2203

## 「米トレーサビリティ法」を 「存じ」ですか？

米穀や米飯、米加工食品などを販売・提供する生産者、流通業、米加工品製造業、小売販売業、外食業等、米・米加工品に携わる全ての事業者がこの法律に該当します。

1. 取引記録の作成・保存の義務  
米穀商品を仕入・販売等する際は、

- ①品名
- ②産地
- ③数量
- ④取引年月日
- ⑤取引先名
- ⑥搬出入した場所を記録した帳簿か伝票類

を原則3年間保存することが義務付けられています。

2. 産地情報伝達の義務  
米穀商品を販売・提供する際は、伝票類(納品書、領収証等)に産地情報を含む取引記録を記載、または米袋か商品等で米穀の産地情報を伝達することが義務付けられています。

外食店、仕出し、弁当、宅配、出前等で米飯類を提供する事業者は、店舗において、産地情報を消費者に伝達する



必要があります。宅配・出前等の場合では、伝票類やチラシ、はし袋等で産地を伝達する方法もあります。詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課  
☎011-330-8814

**司法書士・行政書士  
やまびこ事務所**

●相続・遺言など 夜間・休日対応・出張もOK  
お困りのことはありませんか？ 初回相談無料

**0137-63-2917**

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]  
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)

＜広告＞